

所管する学校に対する  
業務改善方針  
及び  
業務改善計画

平成30年3月

野々市市教育委員会

# 目 次

## I 現状

---

<b>1 市内の教職員の時間外勤務の状況</b> .....	<b>2</b>
(1) 勤務時間調査の結果.....	2
(2) 勤務時間調査結果の分析.....	3
<b>2 教職員の勤務の状況</b> .....	<b>4</b>
(1) 日本の学校の特徴.....	4
(2) 学校を取り巻く環境の変化.....	4
(3) 市内の学校及び教職員の状況.....	5

## II 対応策

---

<b>1 業務改善方針</b> .....	<b>6</b>
(1) 達成目標を掲げた取組.....	6
《市が掲げる達成目標》.....	6
(2) 持続的に遂行する環境づくり.....	6
<b>2 業務改善計画</b> .....	<b>7</b>
(1) 学校・教職員の業務改善に向けた各種の取組を機能させる方策.....	7
《県全体で行われる統一的な取組と環境整備（県教育委員会提示）》 ..	8
《学校における取組（県教育委員会提示）》 ..	8
《学校の指導体制・運営体制の充実にに向けた具体的な取組》 ..	10
《関係機関、民間団体及び個人から学校の教職員、児童生徒及び保護者 への配布物等の依頼に対する対応に関する指針》 ..	12
(2) タイムレコーダーを活用して教職員の勤務時間を適正なものとする方策 ..	13
《設置する学校に係る運動部活動及び文化部活動の方針》 ..	14

# I 現状

## 1 市内の教職員の時間外勤務の状況

### (1) 勤務時間調査の結果（平成29年度の時間外勤務時間 度数分布）

《参考》

\*時間外勤務に含まれる時間：

- ・勤務時間が始まる時刻 8：15まで
- ・勤務時間が終わる時刻 16：45以降
- ・週休日及び休日

\*勤務時間調査の対象者：

- ・常勤の県費負担教職員（給食センターでの勤務が多いため打刻することが困難な栄養教諭等、非常勤職員、市の職員、派遣職員は含まない。）

範囲	H29.04		H29.05		H29.06	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合
小学校	45時間未満	50 (29%)	40 (23%)	45 (26%)		
	45時間以上 60時間未満	34 (20%)	42 (24%)	35 (20%)		
	60時間以上 80時間未満	57 (33%)	49 (28%)	53 (31%)		
	80時間以上 100時間未満	21 (12%)	25 (15%)	26 (15%)		
	100時間以上	9 (5%)	16 (9%)	13 (8%)		
中学校	45時間未満	7 (9%)	11 (13%)	13 (16%)		
	45時間以上 60時間未満	6 (7%)	2 (2%)	5 (6%)		
	60時間以上 80時間未満	18 (22%)	6 (7%)	7 (9%)		
	80時間以上 100時間未満	14 (17%)	23 (28%)	15 (18%)		
	100時間以上	37 (45%)	41 (49%)	42 (51%)		
全体	45時間未満	57 (23%)	51 (20%)	58 (23%)		
	45時間以上 60時間未満	40 (16%)	44 (17%)	40 (16%)		
	60時間以上 80時間未満	75 (30%)	55 (22%)	60 (24%)		
	80時間以上 100時間未満	35 (14%)	48 (19%)	41 (16%)		
	100時間以上	46 (18%)	57 (22%)	55 (22%)		

範囲	H29.07		H29.08		H29.09	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合
小学校	45時間未満	91 (53%)	172 (100%)	70 (41%)		
	45時間以上 60時間未満	45 (26%)	0 (0%)	49 (28%)		
	60時間以上 80時間未満	33 (19%)	0 (0%)	37 (22%)		
	80時間以上 100時間未満	3 (2%)	0 (0%)	11 (6%)		
	100時間以上	1 (1%)	0 (0%)	4 (2%)		
中学校	45時間未満	11 (13%)	56 (67%)	12 (15%)		
	45時間以上 60時間未満	7 (9%)	5 (6%)	6 (7%)		
	60時間以上 80時間未満	19 (23%)	16 (19%)	7 (9%)		
	80時間以上 100時間未満	15 (18%)	1 (1%)	19 (23%)		
	100時間以上	28 (34%)	2 (2%)	36 (44%)		
全体	45時間未満	102 (40%)	228 (89%)	82 (32%)		
	45時間以上 60時間未満	52 (21%)	5 (2%)	55 (22%)		
	60時間以上 80時間未満	52 (21%)	16 (6%)	44 (17%)		
	80時間以上 100時間未満	18 (7%)	1 (0%)	30 (12%)		
	100時間以上	29 (11%)	2 (1%)	40 (16%)		

学校別度数分布	H29.10		H29.11		H29.12	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合
小学校	45時間未満	62 (36%)	69 (40%)	106 (62%)		
	45時間以上 60時間未満	39 (23%)	36 (21%)	46 (27%)		
	60時間以上 80時間未満	43 (25%)	51 (29%)	17 (10%)		
	80時間以上 100時間未満	26 (15%)	12 (7%)	3 (2%)		
	100時間以上	3 (2%)	5 (3%)	0 (0%)		
中学校	45時間未満	11 (13%)	15 (19%)	15 (19%)		
	45時間以上 60時間未満	10 (12%)	6 (7%)	12 (15%)		
	60時間以上 80時間未満	12 (15%)	15 (19%)	21 (27%)		
	80時間以上 100時間未満	15 (18%)	21 (26%)	17 (22%)		
	100時間以上	34 (41%)	24 (30%)	14 (18%)		
全体	45時間未満	73 (29%)	84 (33%)	121 (48%)		
	45時間以上 60時間未満	49 (19%)	42 (17%)	58 (23%)		
	60時間以上 80時間未満	55 (22%)	66 (26%)	38 (15%)		
	80時間以上 100時間未満	41 (16%)	33 (13%)	20 (8%)		
	100時間以上	37 (15%)	29 (11%)	14 (6%)		

学校別度数分布	範囲	H30.1		H30.2		H30.3	
		人数	割合	人数	割合	人数	割合
小学校	45時間未満	122	(72%)	122	(72%)	94	(55%)
	45時間以上 60時間未満	32	(19%)	36	(21%)	48	(28%)
	60時間以上 80時間未満	14	(8%)	12	(7%)	19	(11%)
	80時間以上 100時間未満	2	(1%)	0	(0%)	8	(5%)
	100時間以上	0	(0%)	0	(0%)	2	(1%)
中学校	45時間未満	22	(28%)	19	(24%)	25	(31%)
	45時間以上 60時間未満	18	(23%)	18	(23%)	10	(13%)
	60時間以上 80時間未満	19	(24%)	28	(35%)	25	(31%)
	80時間以上 100時間未満	12	(15%)	13	(16%)	16	(20%)
	100時間以上	9	(11%)	2	(3%)	4	(5%)
全体	45時間未満	144	(58%)	141	(56%)	119	(47%)
	45時間以上 60時間未満	50	(20%)	54	(22%)	58	(23%)
	60時間以上 80時間未満	33	(13%)	40	(16%)	44	(18%)
	80時間以上 100時間未満	14	(6%)	13	(5%)	24	(10%)
	100時間以上	9	(4%)	2	(1%)	6	(2%)

平成29年度、本市で導入されたタイムレコーダーによる勤務時間記録により、学校の繁忙期に当たる4～6月の時間外勤務の状況は、教職員の約3～4割が「過労死ライン」とされている月80時間以上の時間外勤務を行っており、危機的な状況となっていることが明らかになった。

7～8月、12～1月の時間外勤務の状況については、長期休業があることから、小学校においても中学校においても時間外勤務が大幅に減っている。しかしながら、9～10月の80時間以上の時間外勤務は、小学校では4～6月と比べると少ないものの皆無ではなく、この時期に部活動が活発に行われる中学校では4～6月とほぼ同程度にまで増えており、危機的な状況に変わりはない。

## (2) 勤務時間調査結果の分析

### ① 継続的に時間外勤務が多い教職員

一部の教職員については、いずれの月においても継続的に時間外勤務が多い状況が見られる。1つの仕事に多くの時間をかけて丁寧に行う若手教員や業務が集中しやすい教員、休養日が少なく練習時間が長い部活動の顧問等が該当する。

### ② 週休日や休日に出勤する教職員

土曜日や日曜日、祝日に頻繁に出勤する教職員がいる。中学校では部活動の指導のための出勤が多い。また、小・中学校いずれにおいても平日に処理しきれなかった業務を消化している教職員もいる。

### ③ 部活動に時間を割く教員

中学校の教員は、平日も勤務時間外に授業の準備や部活動に多くの時間を割いている。教員全員に部活動の顧問が原則割り当てられており、生徒の自主的な活動とはいえ、活動中は目を配らなければならないことによる。

### ④ 授業準備等に時間を割く教員

小学校の教員は、授業の改善の取組や授業の準備に多くの時間を割いている。学級担任がほとんどの教科を一人で教えなければならないことによる。

## 2 教職員の勤務の状況

### (1) 日本の学校の特徴

#### ①授業以外の広範な業務

日本の教員は、授業や一般的事務業務のほか、諸外国では必ずしも教員の担当とはなっていない児童生徒の指導に関わる業務も幅広く担っている。

#### ②多くの教員が担う業務

日本の多くの教員が担っている業務としては、欠席児童への連絡、朝のホームルーム、給食・昼食時間の食育、休み時間の指導、校内清掃指導、授業に含まれない部活動の指導等が挙げられる。

#### ③部分的にあるいは一部の教員が担当する業務

部分的にあるいは一部の教員が担当する業務としては、登下校の時間の指導・見守り、健康・保健指導、カウンセリング・心理的なケア等が挙げられる。

### (2) 学校を取り巻く環境の変化

#### ①生命や安全を守ることの重視

子供たちの生命や安全を守ることについてこれまで以上に大きな配慮と説明責任が求められるようになった。それによって、子供たちが学校にいるとき、教員は常にその動きに目を配らなければならなくなっており、過密な労働を余儀なくされている。

#### ②家庭や地域から学校への期待や要求の増大

子供や家庭の状況に応じた個別の対応がより多く求められるようになるなど、学校が抱える課題は複雑化・困難化している。

児童生徒に関して保護者に連絡する必要があるったり、保護者からの相談を受けたりするので、勤務時間外の電話対応や家庭訪問が求められるようになってきており、教員の負担及び負担感は大きくなっている。

また、発達障害や児童虐待への対応について、福祉や医療、警察等の専門機関との連携・協力は避けて通れない状況になっている。

#### ③学習指導要領の改訂等の国の動き

少人数学級のための教職員定数の改善が進み、一部の学年では、きめ細かな指導は充実した。また、各種の加配により、学校によってはきめ細かな指導が可能となっている。

しかしながら、学習指導要領の改訂に伴い指導内容や授業時数が増加された分の教員が増えているわけではないので、一人当たりの授業の持ち時数が減ったわけではない。

### (3) 市内の学校及び教職員の状況

#### ①近年の児童生徒の状況

現在、児童生徒は概ね落ち着いた学校生活を送り、勉強や部活動に熱心に取り組む姿が見受けられる。

#### ②生徒指導体制の充実

生徒指導連絡協議会や生徒指導主事会議等を通して、小中学校が、幼稚園・保育園・認定こども園や高等学校とともに組織的・継続的に子供たちを指導する体制が整っている。

各学校においても、一部の教員に過重な負担を強いることなく、より適切に問題解決を図ることができるよう、組織的に取り組む体制が徐々にできてきている。

また、“ののいちっ子”を育てる市民会議がまちぐるみで子供たちの健全育成に取り組んでおり、生徒指導の充実が図られている。

#### ③教職員の献身的な仕事ぶり

市内の教職員は、子供たちのために献身的に仕事に励んでいる。「子供たちのために」との使命感と責任感から、宿題や作品に丁寧なコメントを書いて返したり、部活動指導に精を出したりしている。中学校には突出して時間外勤務が多い教員もいる。出勤から退校までの勤務時間と仕事量のバランスを考え、子供たちの宿題や作品のうち丁寧なコメントを入れるべきものを取捨選択したり、部活動の大会日程に応じて休養日の設定を調整したりするなど、メリハリを付けて業務に当たるよう改善する余地がある。

#### ④意識改善の必要性

校内で行われる諸会議の回数削減や、時間・出席者等を吟味することで、業務を削減する動きはどの学校においても見られる。しかし、時間外勤務時間は「過労死ライン」とされている月80時間以下に減少するまでには至っていない。

したがって、学校における業務量総体の縮減を図るとともに、管理職による働きかけや学校内で働き方について共通理解を図るための協議等により、一人一人の自覚を促し、時間管理の意識を更に高めていく必要がある。また、業務負担の軽減によって生み出された時間を授業準備や教材研究等、別の業務に充ててしまうのではなく、自分自身の休養や余暇に充てたり、家庭や地域のために活用したりするようにするなど、自らの在り方及び生き方と関連付けた働き方の意識改革を図っていく必要がある。

## Ⅱ 対応策

### 1 業務改善方針

#### (1) 達成目標を掲げた取組

市内の教職員の勤務の状況に鑑み、また、国の「働き方改革に関する総合的な方策」や「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」、県の「公立小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校における教職員の多忙化改善に向けた取組方針」を踏まえ、時間外勤務時間の縮減を図る。

具体的には次の《達成目標》を掲げ、教職員の業務負担を可及的速やかに軽減するための取組を進める。この取組を行うに当たっては、勤務時間の縮減のみが目的化して適切なタイムレコーダーへの打刻を行わず虚偽の記録がなされたり、いわゆる「持ち帰り残業」が増えたりすることのないよう留意する。

#### 《市が掲げる達成目標》

勤務時間に関する数値で示した上限を達成目標として策定することについては、業務改善の方策の実施状況の進捗に応じて、次のように段階的に示す。

#### ① 短期目標（業務改善に着手した段階）……………平成29～30年度

1か月当たりの時間外勤務時間が3か月連続80時間以上の勤務を根絶

1か月当たりの時間外勤務時間が100時間以上の勤務を前年度の同月と比べ3割削減

小学校においては時間外勤務時間の平均が前年度の同月と比べ1割削減

中学校においては時間外勤務時間の平均が前年度の同月と比べ2割削減

#### ② 中期目標（計画どおり業務削減が進んだ段階）……………3年後までに

1か月当たりの時間外勤務時間を繁忙期であっても80時間以下、かつ年平均45時間以下に抑制

#### ③ 長期目標（教職員定数の改善等の抜本的な改革が行われた段階）

1か月当たりの時間外勤務時間を年間通して45時間以下に抑制

#### (2) 持続的に遂行する環境づくり

今後も、教職員の多忙化改善のために教育委員会が学校と協力して着実に課題の解決に当たることによって、教職員が心身の健康を維持し、専門性を発揮し、誇りや情熱を持って子供たちと真摯に向き合いつつ使命と職責を持続的に遂行できる環境づくりを目指す。そのためには、学校だけで今ある仕事のやり方を見直すだけでは長時間勤務を削減することは難しいので、教育委員会も関与し、今ある仕事を削減・精選するという視点で業務改善と環境整備を確実にやっていく。

## 2 業務改善計画

### (1) 学校・教職員の業務改善に向けた各種の取組を機能させる方策

#### ①教育委員会における学校・教職員の業務改善に向けた協議

- ア 健全な学校運営及び環境整備の推進を目指す学校及び教育委員会の取組の在り方について協議する。
- イ 所管する学校に対する業務改善方針の明確化を図るとともに、これまでの取組の点検・評価と新たに必要な取組の計画が円滑に行われるようにする。
- ウ 学校訪問や校長会議、教職員の声を直接教育委員会に届ける仕組み等を通して、学校現場やその他の関係者の意見を聞き取る機会を十分確保し、業務改善方針・計画に反映させるとともに、方針・計画を教職員に周知する。
- エ 設定した目標に照らして各種の取組の進捗を評価し、業務改善方針・計画を見直し充実しつつ、業務改善の推進を図る。

#### ②学校が担うべき業務の改善

- ア 教育目標や経営方針の明確化・具体化、取組の焦点化・重点化等について校長・教頭等のリーダーシップやマネジメント力の向上を支援し、研修や人事評価等を活用した教職員の意識改革を推進する。
- イ 労力に見合った業務の成果が現れているかなど、学校評価と連動した業務改善の点検・評価を行うことにより、業務のスクラップ・アンド・ビルドを推進する。
- ウ 《県全体で行われる統一的な取組と環境整備》が各学校で確実に行われるよう指導するとともに、各学校が業務改善の成果と優れた取組事例を効果的に活用しながら、学校や地域、教職員や児童生徒の実情に応じて主体的に業務改善を推進できるよう、適切な助言及び援助に努める。

《県全体で行われる統一的な取組と環境整備》のうち、学校閉庁日については、教育委員会として毎年8月11日（山の日）から17日までのリフレッシュウィークの一週間全体を学校閉庁日に設定する。（学校閉庁日とは、勤務を割り振られた日に、原則、全ての教職員に年次有給休暇や特別休暇（夏期休暇）等の取得を促す日のことである。）

- エ 学校の要望を取りまとめて地域に協力要請を行い、地域による学校支援活動「学校の応援団」の充実を支援するなど、学校の業務改善の取組に対する支援を行うとともに、関係機関や地域住民との連携の推進を図る。



## 《県全体で行われる統一的な取組と環境整備（県教育委員会提示）》

- 県内の全ての学校で、学校ごとに月1回の「定時退校日」を設定する。
- 県内の全ての学校で、学校ごとに「最終退校時刻」の目標を設定し、教職員が業務終了時刻を意識して業務を進める。
- 県内の全ての学校で、重点目標や経営方針に教職員の働き方や業務改善に関する項目を設け、学校評価の評価項目の一つとして、継続的に評価・改善を行う。
  - ・時間外勤務時間縮減の数値目標の達成度のみに対する評価とならないよう配慮する。
- 夏季休業期間の旧盆を含む一週間を県内一斉の「リフレッシュウィーク」に設定し、本ウィーク中に各教育委員会又は学校ごとに、連続する3日間以上の学校閉庁日を設ける。
  - ・本ウィーク期間中、教育委員会や関係団体が主催する会議等、及び各学校における会議・校内研修は実施しない。また、学校閉庁日に部活動は実施しない。
  - ・学校閉庁日には、電話等による外部からの問合せに対応できるよう連絡先を確保しておくこと。
- 教職員の勤務時間の現状や多忙化改善に向けた取組について、様々な機会を通じて保護者や地域の方々の理解と協力を求めていく。
  - ・各学校のPTA総会やPTA連合会の大会等で、県教育委員会で作成するリーフレットを活用し、説明する。

## 《学校における取組（県教育委員会提示）》

- 各学校における時間外勤務の実態、基本方針や達成目標を十分に踏まえ、以下に示す取組例を参考に、各学校においてその実情に応じて具体の取組を積極的に進める。
- <主な取組例>
- 【勤務時間の管理に関すること】
    - ・全県下で取り組む定時退校日とは別に、学校独自のノー残業デーを設定する。
    - ・学校で決めた定時に退校を促す放送を流す。
  - 【意識改革に関すること】
    - ・学校ごとに時間外勤務の縮減や業務改善に向けたスローガンを設定する。
    - ・ワークライフバランスやタイムマネジメントについての学習会を開催する。
    - ・計画的な年次有給休暇の取得を促進するための環境整備を図る。（日単位だけでなく時間単位での取得など）

#### 【会議・校内研修に関すること】

- ・各種会議の実施方法等を工夫する。(回数や制限時間の設定、資料事前配付、参加者の厳選、会議資料等の1ペーパー化 など)
- ・類似内容を扱う校内委員会等の合同設置や構成員の統一を図る。
- ・校内研修について、日常的なOJTを効率的に実施するとともに、長期休業期間を有効に活用するなど、年間を通して計画的に実施する。

#### 【学校が行う調査や連絡に関すること】

- ・各種調査について、マークシート利用などにより効率化を図る。
- ・学校便り・PTA便り等を整理統合する。

#### 【校務分掌・学校行事・日課に関すること】

- ・校務分掌の適切な割振りや業務遂行の協働を進める。(担任・副担任の分担による宿題等の確認や給食指導など)
- ・学校行事の統合・削減を進める。
- ・研究発表資料や研究紀要の簡略化を進める。
- ・予定黒板や配付物を活用し、職員朝礼の回数や時間を縮減する。
- ・定期試験日前後に時間割を工夫し、問題作成・採点の時間を確保する。
- ・授業準備の時間や休憩時間の確保を図るための工夫を行う。(ランチルームにおける複数学級の一斉給食の実施 など)

#### 【環境整備・ICT化に関すること】

- ・職員室のレイアウトを見直し、業務を効率化する。(机やプリンター等の配置、資料収納スペースの整理等)
- ・個人が作成した教材・資料等の電子データを学年や教科で共有する。
- ・校内で作成する保護者向け通知文や研修報告書などの作成文書について、様式の電子化・標準化を図る。
- ・校内サーバーでのデータの保存ルールを統一し、活用しやすい環境をつくる。(ファイル名や保存場所の整理 など)

#### 【地域との連携に関すること】

- ・登下校の見守りや校庭の除草作業、庭木の手入れなどを地域ボランティアの協力を得て実施する。

○県教育委員会が指定する多忙化改善実践推進校においては、教職員の意識改革や業務の見直しなどに率先垂範して取り組み、その成果や課題を丁寧に検証し、他校の取組の充実に繋げる。

### ③教育委員会が担うべき業務の改善

- ア 学校や教職員の標準職務の明確化に関する国の動向を注視し、必要に応じて学校管理規則を改正するとともに、学校の業務の管理・調整を図る体制を整備し、教職員が担うべき業務範囲の明確化及び適正化を推進する。
- イ 学校における働き方改革の実現に向けた環境整備のために、教育委員会事務局の体制整備を含めた適切な人的配置等に必要な予算の充実等、《学校の指導体制・運営体制の充実に向けた具体的な取組》を推進する。
- ウ 小学校における教科担任制の推進、教職員定数の改善、県単位での統合型校務支援システムの共同調達・運用等、国や県がすべきことは国や県に対して要望を行う。
- エ 独自に実施する学校に対する調査・統計、依頼事項の精選、整理・統合や事務文書の簡素化・報告様式の簡略化・電子化を図るとともに、ICTの活用等を通して、校務の効率化に必要な環境整備を推進する。

#### 《学校の指導体制・運営体制の充実に向けた具体的な取組》

- ◎ 業務量の削減に関する数値目標（K P I）の策定  
(調査・依頼事項を含め、教育委員会が課している業務の精査、調査・照会の整理・統合、報告様式の簡略化・電子化)
- ◎ 教育行政機関等が主催する会議の整理・縮減  
(教職員の参加の精選、学校規模に応じた参加体制の工夫、福祉部局・警察関係機関との連携の促進)
- 教育センターが主催する教職員研修の改善  
(県主催のものとは内容と時期の重複を避けるための調整、事務職員の校務運営への参画を推進するための研修等の内容の見直し・精選、対象人数の適正化、集合型研修の整理・縮減等)
- ◎ 学校訪問の改善  
(学校訪問回数・内容の見直し、事前準備の簡素化)
- ◎ 各種研究事業等の適正化  
(研究指定校の指定校数の縮減、市単独での研究指定の廃止、県指定研究と兼ねた研究指定の実施、事前案内・成果発表会・発表資料の簡素化)
- 若手教員のサポート体制の整備  
(若手教員早期育成プログラムの確立、研究成果の普及啓発)
- 専門スタッフの配置  
(スクールカウンセラー・市教育センター臨床心理士等の配置、専門スタッフとの役割分担の明確化、発達相談センター特別支援教育士スーパーバイザーの活用、業務アシスタント・スクールソーシャルワーカー等の配置の検討)

- 支援スタッフの配置  
(学校司書・ALT・多様なニーズのある児童生徒に応じた特別支援教育支援員・派遣教育相談員・ICTサポーター・学力調査採点業務を請け負うボランティア・部活動外部コーチ等の配置、中学校における部活動指導員のモデル配置、授業準備や学習評価等の補助的な業務を担う小学校英語専科指導教員の配置の検討)
- 学校が教育活動に専念するための支援体制の構築  
(学校が抱える問題やトラブルに対する法的な助言、解決に向けた支援)
- ◎ 学校・家庭・地域の連携の促進  
(学校運営協議会制度導入の検討、協働体制づくりの推進、保護者や地域住民に対して学校における業務改善について理解を促すための説明・広報活動)
- ◎ 《関係機関、民間団体及び個人から学校の教職員、児童生徒及び保護者への配布物等の依頼に対する対応に関する指針》の策定  
(学校に対する依頼の精選、学校の負担軽減に向けた協力の呼びかけ、児童生徒が参加する教育委員会等が実施する事業・イベントの精選や準備の簡素化)
- 「特色ある学校づくり支援事業」費用の補助  
(学校長の裁量による学校運営及び環境整備の推進を支援)
- 時間外の保護者からの問合せ等の削減  
(緊急時の連絡先を確保した上で一定の時刻以降の留守番メッセージ)
- 学校給食費の公会計化に向けた検討  
(学校徴収金の徴収・管理の在り方や給食会計を含む学校徴収金の未納金の対応についての検討)
- 校務支援システムの整備拡充の検討  
(他市町と共同した導入の検討、県単位での統合型校務支援システムの共同調達・運用の要望)
- 共同学校事務室の設置に向けた検討  
(共同処理することが効果的な処理に資するもの、基本的には学校以外が担うべき業務、学校の業務だが必ずしも教師が担う必要のない業務、教師の業務だが負担可能な業務の役割分担及び適正化の在り方の検討)
- 効率的な勤務時間管理  
(タイムレコーダーにより客観的に把握・集計するシステムの構築)
- 勤務環境の改善  
(空調設置等の施設整備の促進)

※上記の◎については、県教育委員会が教職員の多忙化改善に向けた取組方針で市町教育委員会・教育事務所等における取組として挙げているものを表す。

《関係機関、民間団体及び個人から学校の教職員、児童生徒及び保護者への配布物等の依頼に対する対応に関する指針》

関係機関、民間団体及び個人から学校の教職員、児童生徒及び保護者への配布物等の依頼に対する対応に関する指針

平成30年3月

野々市市教育委員会

第1 目的

本指針は、学校の業務負担の軽減を図るため、関係機関、民間団体及び個人（以下「民間団体等」という。）から学校の教職員、児童生徒及び保護者への作文・絵画コンクール等の出展依頼や、子供の体験活動等の参加に関する家庭向けの配布依頼、その他の依頼に対する教育委員会及び学校の対応の在り方について定める。

第2 学校に連絡する依頼

教育委員会から学校に連絡する民間団体等からの依頼は、次のとおりとし、真に効果的で必要なものに精選する。

- (1) 教育委員会が後援名義を出しているものであること。
- (2) 所管団体が主催又は共催しているものであること。
- (3) 学習指導要領の趣旨に沿った内容で、学校教育の一環として教育課程との関連が図られており、教育課程に組み入れることが可能な内容であると判断されるものであること。

第3 学校によらない周知方法などの協力要請

教育委員会は依頼があった民間団体等に対して、教育委員会経由ではない連絡方法や学校によらない子供たちへの周知方法を検討するよう協力を要請する。

第4 周知方法の工夫

周知方法は、次のとおりとする。

- (1) 各児童生徒や家庭向けに配布を依頼する方法。この場合は、民間団体等はあらかじめ教育委員会が指示した各学級の児童生徒数に応じて区分けをしておくこと。
- (2) 児童生徒一人一人に配布するのではなく、学校内の所定の場所に一定部数を置いておき、希望する児童生徒が持ち帰る方法。
- (3) 配布するのではなく、学校内の所定の場所にポスターを掲示する方法。

第5 教育委員会経由でない協力要請への対応

学校は、教育委員会経由でなく、直接学校に対してあった依頼には必ずしも応じる必要はないものとする。

## (2) タイムレコーダーを活用して教職員の勤務時間を適正なものとする方策

### ①出退勤管理システムの導入による勤務時間管理の徹底

- ア タイムレコーダー付属のソフトウェアにより自動集計される教職員の時間外勤務の記録を学校から集約する。
- イ タイムレコーダー記録を集約し、所管する学校及び教職員個々の勤務時間を正確に把握する。(早出・深夜残業、週休日・休日の勤務を含む。)
- ウ タイムレコーダー記録の月報を3年間保存するなど、労働時間の記録に関する書類を適切に管理する。
- エ 中長期的な観点に立った達成目標として、勤務時間に関する数値で示した上限の目安を設定し、時間外勤務の抑制に努める。

### ②集計結果の分析に基づいた各学校への効果的な指導

- ア タイムレコーダーの集計結果を分析し、各学校において必要な措置を行うことができるよう資料を提供する。(学校別・役職別の平均や最大値、度数分布等を分析する。)
- イ タイムレコーダー記録を学校の業務の適正化に向けた取組の評価指標とし、教職員のメンタルヘルス対策、健康管理対策、業務改善の取組を一体的に推進する。
- ウ スポーツ庁作成の「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」及び県策定の「運動部活動の在り方に係る方針」を踏まえ、適切な運動部及び文化部の活動時間及び休養日の設定等、市の《設置する学校に係る運動部活動の方針》を策定し、適切な教職員の勤務時間の設定を促す。

### ③各学校におけるタイムレコーダー記録の効果的な活用

- ア 各学校は、時間外勤務の集計結果を教師一人一人に返した上で、教職員の勤務時間を意識した働き方を推進する。
- イ 各学校は、時間外勤務時間が過度に多い職員やその状態が継続している職員に対して個別指導を行う。
- ウ 教職員が心身ともに健康で子供たちと元気に接する働き方を通して、子供たちにとってキャリア教育の良きロールモデルとなれるよう、更に、学校を離れた家庭や地域においても自らの生活の質を高められるよう、教職員全体の働き方に関する意識改革を図る。

## 《設置する学校に係る運動部活動及び文化部活動の方針》

設置する学校に係る運動部活動及び文化部活動の方針

平成 30 年 3 月

野々市市教育委員会

### 第1 目的

スポーツ庁作成の「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」及び県策定の「運動部活動の在り方に係る方針」を踏まえ、市の「設置する学校に係る運動部活動の方針」を策定する。なお、本方針は文化部活動にも準用されるものとし、「設置する学校に係る運動部活動及び文化部活動の方針」とする。

部活動の指導については、生徒の学習面や健康面などを含めた健全な成長の確保という観点を踏まえつつも、現下の喫緊な課題である教職員の負担軽減や教科指導等に取り組む時間の確保という観点を十分に踏まえ、持続可能な部活動運営のための体制整備ができるよう、教育委員会の方針を定める。

### 第2 適切な休養日及び活動時間等の設定

適切な運動部及び文化部の活動時間及び休養日の設定等については、次のとおりとする。

- (1) 学期中は、週当たり2日以上休養日を設ける。平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日（以下「週末」という。）は少なくとも1日以上を休養日とする。大会参加や大会前等で、やむを得ず休養日を週末に設定できない場合は、事前に活動計画等により学校長の承認を得るとともに、月曜日を休養日にするなど、平日に代替の休養日を設定する。週末の休養日設定数の確保は、一年間の中で調整するものとし、土曜日、日曜日、祝日又は振替休日において年52日以上休養日を確保する。なお、中体連が主催又は共催する大会に出場した際に週末の両日に活動した場合については、年間で設定すべき52日以上の日数から減ずることを認める。
- (2) 長期休業中は、学期中の休養日の設定に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養をとることができるとともに、部活動以外にも多様な活動ができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。8月11日（山の日）から17日まで教育委員会として設定する学校閉庁日に部活動は原則として実施しない。ただし、学校閉庁日直後の全国大会へ参加する部活動については実施可能とする。
- (3) 1日の活動時間は、長くとも平日2時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む）は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。なお、平日の始業前に朝練習を行った場合は、その時間を上記の2時間に含むものとする。

- (4) 学校独自に一斉のノー部活動デーやショート部活動デーを設定すること、生徒の教育上の意義や、生徒と保護者、部活動顧問の負担が過度とならないよう考慮した大会等への参加の精査に努める。

### 第3 部活動の方針の策定等

学校が適切な部活動の運営ができるよう下記のとおり指導する。また、設置する学校に係る部活動の方針及び計画の策定等が効率的に行えるよう、各学校において活用しやすい簡素な様式を作成して提供するなど、学校の取組を援助する。

- (1) 校長は、本方針に則り、「学校の運動部活動に係る活動方針」を策定する。
- (2) 部活動顧問は、年間の活動計画並びに月間の活動計画及び活動実績を作成し、校長に提出する。
- (3) 校長は、上記の活動方針及び活動計画等を学校のホームページへの掲載等により公表する。
- (4) 部員数のみならず、2人顧問制を維持し、交代で指導できるよう、教師の数、更に部活動指導員及び外部コーチの配置状況を踏まえ、部活動数の適正化を図る。

### 第4 指導・運営に係る体制の構築

限られた時間の中で、効率的・効果的に生徒の技能向上を図り、教員の部活動指導の負担軽減を図るためにも、国及び県の補助事業を活用して部活動指導員を試行的に配置し、その効果や課題を検証した上で、順次、部活動指導員の配置拡充を進める。

- (1) 部活動顧問の経験がある元教員は、即戦力として部活動指導員に任用する。
- (2) 指導資格を持ち外部指導者の経験のある者は、県教育委員会が指定する研修及び顧問教員との合同引率を一定期間実施した後に、部活動指導員に任用する。
- (3) 部活動指導員を配置するための人材確保策を講じる。
- (4) 従来導入してきた部活動外部コーチに対する補助は、当分の間、継続する。

### 第5 その他

「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」の趣旨を十分踏まえ、合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組や、生徒のニーズを踏まえたスポーツ環境の整備を進めることができるよう、検討を行う。